

平成19年12月  
警 察 庁

警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則案に対する意見の募集結果について

警察庁において、警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則案に対する意見の募集を行いました。

警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則案が平成19年12月18日に公布されるに当たり、次のとおり、意見募集手続の実施結果を公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則（平成19年国家公安委員会規則第27号）

2 命令等の案を公示した日

平成19年11月9日

3 頂いた御意見

規則案についての御意見はありませんでした。